

○松木幸嗣厚生参事 委員おっしゃるように、顔と顔が見えるということで、親子で集える場として、現在、やまがた育児サークルランドを中心に、親子向けの「M a m a さろん」があります。

この「M a m a さろん」の開催でありますとか、交流イベント情報は、子育て世代に、随時、発信していきたいというふうに考えております。

イベント情報は、アプリ内のお知らせ機能、地域イベント情報メニューに入るほか、必要であれば、プッシュ通知にて直接情報を届ける予定であります。

子育て世帯に情報が入りやすくなることで、「M a m a さろん」の認知度も上がってきまして、顔と顔の見える関係というものも促進できるのではないかなというふうに思います。

そのことで、参加者がふえまして、人と人のつながりも持てる仕組みができるものというふうに考えております。

なお、運用開始時期についてですが、本稼働については、来年の4月1日というふうに申し上げているところでございますが、今後の予定としましては、試験運用としまして、来年の2月20日から開始できるように、現在進めているというところであります。

アプリをとるには、検索してダウンロード、通常どおりできることもできますが、スマホにQRコードを読み込んでいただいて、簡単に入手できるという操作もありますので、そういうことも、これは、これまた来年2月15日の市報に掲載するほか、市のホームページ等々にも掲載しまして、チラシなども作成し、PRしていきたいというふうに思っていますので、ぜひ、皆様には登録いただきたいなというふうに思っているところです。

○五十嵐智洋委員長 6番、鈴木富美子委員。

○6番 鈴木富美子委員 ありがとうございます。

このアプリについては、すごく期待したいと思います。

やはり、最初私も、あれ、スマートフォンかなっていう、ちょっとイメージ的に余りいい思いはなかったんですけど、母子手帳っていえば、私たちが今までやってきて、お嫁に娘が行くときとか、これ、おまえ生まれたときの記録だぞって、こうやってあげなきゃいけないかなんていう思い入れがあったりして、スマートフォンでこのアプリを取り入れるっていうこと自体、どうかなって思ったんですが、いろいろ検索してみると、やはり時代に合ったものであり、こういったものを使うことによって、忙しいお母さんたちの子育てに、すごく役に立っているし、先ほどの参事のお話、課長のお話をお聞きしたら、本当、長井市で、ワンストップで子育てに力を入れていることがわかりましたので、ぜひ、市民の方にもわかっていただいて、このアプリを皆さん導入できるようなコマーシャルをしていながら、子育てをしていただきたいと思います。

私の質疑は以上です。ありがとうございます。

## 内谷邦彦委員の総括質疑

○五十嵐智洋委員長 次に、順位4番、議席番号4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 本日の予算総括質疑、最後の質疑となりますので、答弁よろしくお願いたします。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、委託料334万8,000円、004学校施設管理事業、長井南中学校煙突改修工事実施設計業務委託料162万円、長井北中学校煙突改修工事実施設計業務委託料172万8,000円について、教育参事に

伺います。

設計業務委託料として、それぞれ162万円、172万8,000円としていますが、どのような設計を委託されるのか、委託内容をわかる範囲で教えてください。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 お答え申し上げます。今回の実施設計委託の内容につきましては、図面の作成、設計書の作成及び施工方法、施工期間等についての相談業務等になります。

具体的な工事内容につきましては、外部の足場や作業小屋の設置、作業スペースを確保するために、既存ボイラーの設備の撤去、再設置、あと、既存断熱材の除去工事、煙突断熱材の再建工事の4工程になるものと思われませんが、これらの設計等について委託することになります。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 ありがとうございます。

内部の断熱材、石綿含有が確認され、調査の結果、劣化が見られたとしております。

当然、現在使用している断熱材から、新規の断熱材に変更する工事になると考えますけれども、費用的に、なぜ、これだけの金額がかかるのかという部分と、あと、南中学校と北中学校との金額の差の10万8,000円、これはなぜ発生するのかを教えてください。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 実施設計委託料の見積もりにつきましては、建築士法第25条の規定によりまして、国土交通大臣が定める建築士事務所の開設者が、その業務に関して請求することができる報酬の基準を参考とし、想定工事費を基礎として、必要とされる標準業務に日数を算出し、その人件費に技術経費や諸経費を加算した金額で算定してございます。

また同時に、2社から見積もりもいただいております。

南中学校と北中学校の実設計委託料の差に

つきましては、南中学校の煙突の高さが11.7メートルに対しまして、北中学校が19.2メートルありますので、このことから、想定工事費に差が出たことによる委託料の相違というようになります。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 煙突にかかわる外部構造であったり、内部構造、施工方法に関しては、全てその図面及び仕様書があると考えていますので、その図面、仕様書を確認すれば、どのような固定方法で、どのように設置されているかわかるはずですし、工事を行う際についても、周辺環境はその図面を見ればわかると。現地確認が必要でも、一度で済む話ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、石綿が使用されているのであれば、飛散防止対策を行うことが必要なので、工事費用がかかることは理解できるが、その設計費用に、なぜこの100万円という金額が必要なのか、ちょっとよくわからないので、また教えていただければありがたいです。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 お答えいたします。建設時の図面等は残っておりまして、設計業者に貸し出しすることになると思いますが、完成図への記載漏れや、過去の修繕等による完成図との相違が発生することがあることから、現地調査による確認がやはり必要だというふうに考えてございます。

また、今回の工事のように、既存ボイラーの設備の撤去、再設置を行う場合は、再利用可能な部品かどうかなどを調査する必要がありますので、複数回の現地調査が必要だというふうに考えてございます。

また、設計費用につきましては、さきに申し上げましたとおり、建築士法第25条の規定によりまして、国土交通大臣が定める基準を参考に算出してございまして、この基準が、設計等の

業務の適切かつ円滑な実施を推進するために定められていることから、この基準に基づき、金額を算定しているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 その記載漏れっていうのがよくわからないんですけども、基本的には、図面というのは、最終検査終わって、最終的に図面が出てくるものだと思ってますので、そうした際に、記載漏れがあるというのはまずあり得ない。修理に関しても、当然、修理した部分に関しては図面は出てくるはずですので、そういったものを突き合わせれば、当然、内容的にはわかるものだと思っています。

あと、再利用される部品を調査するために、二、三回と言っていますけども、逆に、その調査する時間と、再利用しないで新品を使った場合の差額というのは、逆に見られているのかどうか。逆に、その再利用をした場合に、当然、その部品に関しては再利用になりますから、償却年というか、悪くなる年数というのは短くなると思うんですよね。そうした場合に、またその部品が悪くなって修理するのであれば、最初から新しい部品をつけたほうが、その期間的には延びると思うんですけども、そういった相対効果ってものを考えながら、再利用する部品を選ぶのか、再利用する部品に関しては、もうある程度耐用年数が長いものだけを見ていくのか、使える、使えないという判断はどうするのか、その辺、教えてください。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 再利用が可能かどうかにつきましては、当然、その委託会社のほうが調査を行うわけですが、その報告を聞きながら、内部で調査を行って、それが可能かどうか判断するというふうな、協議を行いながら判断をするというようなことになろうかと思えます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 逆に、再利用しないで、

まるっきり新しくしたほうが、私、この設計に関していうと、人件費が一番高いと思うんです。だから、その人件費をいかに抑えるかって考えた場合に、逆に再利用して、工事費が若干下がるのであれば、全部新品でやったほうが、逆に言うと費用的には下がるんじゃないかと思うんで、その辺の検討はなされないという形なんでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 今申し上げました再利用の部分につきましては、例えば、ボイラーを一旦撤去しまして、再設置をしますと、そういうふうなところで、そのボイラーのほうの再利用のする部品が可能かどうかというようなことでございまして、煙突の部分については、もう一度、断熱材を張り直しするというふうな工法を選択してございます。煙突を新しくした場合は、700万円とか800万円ぐらい、どうしても高くなるというふうなことになるので、そうしたことで、煙突の再利用というようなことでございまして、ここでの再利用可能な部品がどうかというふうな調査については、あくまでもそのボイラーを再設置した場合というふうなところでございまして、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 だから、ボイラーでも、耐用年数って決まっているじゃないですか。そうした場合に、その前に何年か使って、それを再利用した場合に、当然耐用年数決まっているものに関しては、当たり外れはあるんでしょうけど、短くなるじゃないですか。そうした場合に、ボイラー壊れたって、また修理するのであれば、最初から新しいボイラーを入れちゃったほうがいいんじゃないですかって考え方なんですけど、その辺は考えられないんですか。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 ボイラーの新しくする、し

ないというような部分につきましては、長寿命化の改良工事を、実は、南、北中学校、予定してございまして、目標年次は平成34年度を目標というふうなことで、進めておるところでございまして、できれば今のボイラーは利用するというふうなことで進めてまいりたいというふうな考えておるところでございまして、どうしても使えないというふうなものであれば、再度検討して、補正とかなんかでの対応というふうなことになるかなと思いますが、できれば、その長寿命化の事業までは、ボイラーは使っていきたいというふうには考えておるところでございまして。

特段、今、ふぐあいが出ているわけではございませんし、作業スペースを確保するために、一時撤去して再設置をするというふうなことだけですので、その点もご理解いただければなと思っています。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 有効なお金の使い方を、ぜひ考えていただきたいと思います。

次に、債務負担行為のために、長井小学校仮昇降口等賃借料、平成29年度、平成31年度8,490万円、長井小学校管理棟建設に伴い、その建設予定地である現昇降口等を解体する必要があることから、昇降口とそれに接続する渡り廊下などについて、管理棟が竣工するまで、仮設により整備する必要があるためとしており、面積が仮設昇降口が85坪、渡り廊下は104.25坪、仮設昇降口・渡り廊下のリース料が、月653万677円、平成30年7月から平成31年3月までの9カ月間と平成31年3月から平成31年7月の4カ月間となっております。

仮設の昇降口として、月653万円、合計5,877万7,000円となっております。今回提出された方法のほかに、何点か方法は提示をされたり、検討はされたのかを、教育参事に伺います。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 お答えいたします。今回、12月補正予算の提出締め切りが、10月の23日でありまして、時間的な制約があったことから、債務負担行為に係る長井小学校、仮昇降口等の賃借料につきましては、一応、概算で計上させていただきました。

また、債務負担行為という性質上、金額につきましては、あくまでも限度額というふうなことでご理解をいただきたいと思います。

なお、補正予算提出後、市長部局及び教育委員会で、連携を図りながら、費用を抑えることができないか検討を続けてございます。

今回の長井小学校管理棟建設工事の実施設計におきましては、管理棟建設や、仮設昇降口、渡り廊下等について、学校側と打ち合わせを重ねて、検討してございます。仮設の昇降口の渡り廊下の位置につきましては、体育館のピロティの社教用玄関を活用して、昇降口とするというふうな案を検討しましたが、600人を超える児童、50人弱の教職員の方が一斉に移動するには間口が狭く、滞留し、円滑移動が困難だということから、断念したところでございまして、また、仮設管理棟、現在の職員室になっておるわけですが、この更衣室を改修して、校長室、事務室の前を移動する案も考えたところでございますが、やはり、児童の移動の関係で、1.8メートル未満の幅では、やはり狭いというふうなことや、やはり曲がりが多い場合、低学年では児童同士がぶつかる危険性などがあるなど協議の上、断念したというふうな経緯でございまして。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 次々と回答されまして、次の質疑、次の質疑とどんどん行かれてしまいましたけども、じゃあ今回のリース案件に関して、業者の見積もりをとったということはないという考え方でよろしいんでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 リース案件の見積もりにつきましては、3社から見積もりを徴しておりました、決定においては、その最低価格を採用し、設計価格としたというようなことでございます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 月653万円というそのリース料に関して、かなり大きい金額だと思っておりますので、653万円が妥当であるとしたことの検討状況を教えていただきたいということと、この中にその維持管理費用が含まれているのか、維持管理費用が含まれていた場合、何を管理するのかを、その辺を教えてください。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 今回、ご提示しております設計金額の単価につきましては、3社見積もりの最低価格を採用しておりました、面積が昇降口、渡り廊下を合わせまして、やはり、624平米となることから、面積が大きいというようなことから高額になりますが、この案に対してのものについては、妥当な金額というふうに判断しているところでございます。

管理につきましては、貸借期間中の建物の機能を保持するために、雨漏りの有無や、設備等が正常に機能しているかなど、年2回ほど建設設備の棟の保守点検を実施し、必要に応じまして、修繕、調整を行っていきたいというふうに考えています。

また、こうした費用については含まれております。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 あと、その653万円の内訳で、仮昇降口の費用は幾らで、渡り廊下の費用が幾ら、基本的に設置、撤去費用が幾らなのか、概算で結構ですので教えてください。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 お答えいたします。まず、最初、直接工事費の部分でございますが、昇降口につきましては、設置費用が105万3,000円、

あと、撤去費用が29万3,000円、渡り廊下部分につきましては、設置費用が180万5,000円、撤去費用が55万6,000円、その他といたしまして、電気設備工事など99万3,000円、また、諸経費、いわゆる現場管理費であったり、一般管理費等々の諸経費でございますが、134万6,000円、消費税が48万4,000円、これらを加えた金額の合計となっております。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 管理棟の場合だと、管理棟140坪で、渡り廊下8.3坪で月44万7,489円ですよね。年間でいうと、年間契約なので安く借りているのか、ただし、今回もその管理棟の44万7,000円に比べると、えらい高いような気がするんですけど、仮設の昇降口であったり、渡り廊下って考え方からいくと、なぜこれだけの差が出てくるんでしょう。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 お答えいたします。今回、提示させていただきました案につきましては、基本的に児童の安全、安心を優先的に考えて、学校側の意見を反映させていただいたものでございます。

現在の昇降口を解体するというふうなことから、体育館と校舎をつなぐ動線をやはり確保する必要があります。そうしたことから、仮設の渡り廊下の設備が必要になってくるというふうなことでありますので、その点についてはご理解をいただければなと思っています。

なお、現在、費用を抑えるべく検討を行っているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 やっぱりその月653万円となると、臨時職員二、三名分の年収に当たる金額になると思います。形として何も残らないものに、これだけの金額を使用することに関して、どのようにお考えなのかを教えてください。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 先ほどもお答えさせていただいたわけなんです、やはり、仮設の昇降口並びに廊下の部分につきましては、どうしても必要だというふうなことの部分から、設置が必要だというふうな形になるわけですので、その点については、ご理解をいただくしかないのかなと思っています。

どうしても廊下部分が長くはなりませんが、現状、10月の時点で、学校さんのほうの意見、保護者のほうの考え等々を打ち合わせの中で出てきた案というふうなことで考えていただければというふうなことで考えています。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 その渡り廊下、かなり長く設計されていますけども、ここまで長くしなければならぬ理由は何かを教えてください。

これだけの長さになると、冬期間、雪の心配がありますけども、その辺、除雪に関してはどのように考えているのか教えてください。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 お答えいたします。仮設の渡り廊下のルートにつきましては、最初にもお答え申し上げましたが、体育館のピロティの社教用玄関を活用した案であったり、現在の管理棟ですね、仮設管理棟に接続する案等々も検討してまいったところでありますが、いずれの案も狭隘であったり、児童の移動に若干支障があるというふうなことで、今回の案の提示というふうな形になったわけですが、その廊下の延長につきましては、文教常任委員会の資料にもお示した図面、確認いただければと思いますが、第三校舎の北側の中央非常口までの接続をさせる延長というふうなことでございまして、どうしても長くなったものでございます。

また、雪の対策につきましては、積雪深1.0メートルに耐え得る建物というふうなことで設計しておりますが、状況を見ながら、学校生活

に支障の出ないように、雪おろしや排雪を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 やっぱりその渡り廊下、これだけ長いとなった場合、不慮の事故が発生して、避難行動をとった場合に、これだけの長い廊下に生徒の1年生から6年生ですよ、基本的に体格の差の大きい子供たちが殺到した場合に、2次災害のおそれがあるじゃないかと思うんですけども、まして、冬期間、周りが雪で逃げ場がなくなることを考えた場合には、最短距離で安全のところに避難するというのも考える必要があると思うんですけど、そういったことは考えているような雰囲気に見えないんですね、これだけ長いと。

これ、1年生から6年生まで、それこそ600人が殺到した場合にどうのこうのってお話ありましたけども、何か、災害があった場合、ここに全員殺到しますよね。廊下としては、周り、雪で囲まれてたら、これ逃げ場がない、ここが、これだけの長い廊下を1年生から6年生まで殺到したら、走ってくってことはあり得ないですよ。そういう場合に、2次災害のおそれってことは考えなかったんでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 お答えいたします。廊下の途中、途中に外に出られる非常口は設置するというふうな、非常扉は設置するというふうなことで考えてございますし、万が一、雪で出られなくなるというふうなことのないように、排雪はするというふうな考えでございました。

また、委員からもご指摘のありましたその廊下の長さにつきましては、補正予算提出後であります、もっと短くできないかというふうなことで検討してございまして、当初、図面等々では、85メートル弱ぐらいの長さだったんですけど、短くした案では、36メートル、三十六、七

メーターで、今現在設計会社、鈴木建築設計さんのほうからは、概算ではいただいております。費用も当然下がっているわけですが、そこも一つ、うちのほうで費用を抑えた案というようなことでは捉えてございます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 これ、リース契約でなくて、逆に渡り廊下をつくっちゃって、壊しちゃった場合、そのほうが逆に言うと安くなるんじゃないですかと思うんですけど、そういったことは検討なされたんですか。

渡り廊下というのは、通常、通学時と、要するに登校時と下校時しか使用しないような考え方、私持っているんですけども、使用頻度に加えて、えらく高いような気がするんですが、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 お答えいたします。新築した場合は、プレハブリース工事のように、簡易基礎にはならないで、しっかりとした基礎にする必要があるというふうなことから、見積もりもいただいているところなんですけど、1億円を超える金額になるというふうなことでございまして、やはり、プレハブを利用するリースは、やはり新築より大幅に安くなるというふうなことから、このリース方式を選択したというふうなことでございます。

使用頻度につきましては、登下校のほか、体育の授業、昼間休み、昼休みの利用、あと、始業式、修業式、入学式、卒業式、集会等が想定されます。

費用を抑えるべく検討を行ってまいりますが、やはり使用頻度にかかわらず、必要な施設というふうにご覧いただいているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 先ほど、体育館の下に昇降口を持ってくれば、雨風の心配がなくて、簡易的なプレハブで済むと思うが、できない理由

はあるかということで、検討してだめだったというふうな話を聞きましたけれども、もうちょっとやっぱり、廊下って考えた場合、その管理棟の中を通すっていうのが、一番、私は最短距離であるというふうにご覧いただいている、曲がりが多いから危ないという考え方がよくわからない。

管理棟の一部を、やっぱり廊下として使うようにすると、こんなぐるっと回る必要ないですよ。ただ単純に、昇降口から管理棟の脇を通って行けるという状況をつくれるはずなんですけど、そういったことをやらないというのは、学校側の要望なんですか。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 お答えいたします。私どもも、今の仮設の管理棟に接続して、内谷委員がおっしゃったようなところで通ることができないかというのは検討はしたところでございます。

最初に、狭いと、1.8メートル未満というふうなお話も申し上げたところでございますが、そのプレハブの仮設管理棟については、壁は撤去できますが、やはり柱を撤去することは不可能だというふうなことでございました。

管理棟を通る案も十分検討してまいったというところではありますが、やはり柱が撤去できないことから、建築基準法上、必要となります内々の幅員で、有効幅員1.8メートル以上の確保は難しいというふうなことで、やはりその廊下を通す案というのは、建築確認がとれないだろうと、とれないというふうなことでございます。

それで、やはり仮設の昇降口、渡り廊下であっても、建築物というふうなことでございまして、確認申請が必要であり、建築基準法に合致させる必要があるというふうなことでございました。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 でも、間に柱あっても、

それを要するに安全なラバーで囲んで、ぶつかってもけがしないようにとか、そういうことを考えていけば、中間に柱があって、右側通行じゃないですけど、校舎側に行く人は右側通りなさい。逆にこっち来る人は、こっちのここを通りなさいと、要するに区分分けをすれば、別に問題ないんじゃないかと。要するに、どっとみんなそろって歩いていくわけじゃないですよ。当然、ある程度の人数で入っていくと思うんですけど、そういったことは、逆にできないという考え方なんでしょうか。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 やはり、間に柱があると、廊下というふうな建築確認上の定義はできないというようなことで、建築確認はとれないというふうなことでございました。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 だったら逆に、上に部屋とって、とっちゃったらだめなんですか。要するに、幅広ければいいっていう考え方なんです。単純に言うと。廊下っていう考え方で。

要するに、部屋の中通るっていう考え方すればいいんじゃないですかって話。要するに、何でも基準法っていうのはあると思うんですけど、廊下という規定をすると、そのものに当てはまるんであって、部屋の中を通るんであれば、別に問題ないですよ。

そういったことは考えられないんですか。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 そういうようなことで、通しておいて、万が一事故等があれば、その管理者責任は私のほうにありますので、そうした法に合致しないような廊下というふうなところの位置づけというのは、やはり好ましくないというふうには思っているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 わかりました。とにかくその費用的には、現状の状況を維持しながら使

用しようとする、当然、費用負担は大きくなると思います。

やっぱり学校であっても、我慢できるところは我慢して、費用をかけない工夫を最大限にするべきではないかというふうに私思ってますけども、その辺はどのように考えますか。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 お答えいたします。今、内谷委員がおっしゃられたことでありますが、この仮設の昇降口、渡り廊下の部分につきましても、定例の教育委員会のときに、やはり教育委員の皆様にご説明申し上げまして、同じご意見をいただいたところでございます。ですので、費用を抑えるために、改めてその体育館のピロティを囲って、昇降口とする案について、児童の安全を確保する運用方法等も含めまして、今、学校側と協議を行っているところでございます。

また、廊下等の天井や壁材についても、費用を抑えるべく検討を行っているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 安心、安全っていうのは、全てにおいて優先される事項であるというふうなことは、私も思います。ただし、その中でも、幾らでもかけていいっていうものではない。限度はあるというふうに考えていますので、有効な予算の使用というような部分を十分に考えて、検討をお願いいたします。

では、次の質疑に移らせていただきます。最後に、長井市コンビニ交付サービス事業について、市民課長に伺います。

毎年度の事業運用費用、867万2,000円になっております。稼働後1年間の証明書交付数から、交付1件当たり1万8,802円の経費、稼働5年後、証明書交付数より、交付1件当たり1,555円の経費がかかっておりますが、市民サービスや利便性の向上目的のために必要と判断された



ことを第一に考えて、事業開始を決めたのかを伺います。

○五十嵐智洋委員長 佐藤 隆市民課長。

○佐藤 隆市民課長 お答え申し上げます。住民票などのコンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを利用して、市区町村が発行する住民票の写しや、印鑑登録証明書などの証明書が、全国のコンビニエンスストアなどのマルチコピー機であるキヨスク端末から取得できるサービスのことです。

全国では、平成29年6月現在で418団体が導入しており、平成30年3月には、471団体が導入し、対象人口が8,134万人となり、日本全人口の約3分の2の方々、コンビニ交付サービスを利用できる見込みとなります。

長井市では、本年5月に副市長を委員長とするコンビニ交付サービス導入庁内検討委員会を設置して、検討を重ねるとともに、担当者レベルでの作業部会において、内容を検討してまいりました。

予定しております平成30年10月の稼働後1年間の予想は、コンビニ交付サービスの先進自治体の実績をもとに見込んだ数字でございますが、稼働当初はかなり厳しい1件当たりの交付単価となります。多くの市民の皆様方にご利用いただくことで、交付単価を下げたいと考えております。

なお、31年度までに、コンビニ交付サービスを導入した場合は、導入に係る経費と導入後3年間の運用経費の2分の1が、特別交付税措置を受けることができます。

導入経費や運用経費のみを捉えますと、現状では厳しいものはございますが、戸籍証明につきましては、市役所開庁日の9時から17時15分までとなりますが、住民票や印鑑証明書などにつきましては、朝6時30分から夜11時まで、年末年始を除く土日を含めていつでも、市内16店舗を初め、全国のコンビニエンスストアで、証

明書を取得することができるということになります。

今まで仕事を休んで市役所においでいただき、証明書を取得していただいておりますが、その時間を有効にお使いいただくことが可能となります。

また、企業にとりましても、従業員の休暇取得による経済的損失等の減少につながるものと考えております。

コンビニ交付サービスを既に実施している山形市の例を見ますと、コンビニで証明書を取得しておられる方の4割が、市役所開庁時間外に証明書交付サービスを利用しているとお聞きしております。

市役所開庁時間に、証明書の交付を受けることが困難な方々が多くおられると考えております。

生活様式や就労形態が多様化している中で、コンビニ交付サービスの導入により、市民の皆様の利便性向上を図ってまいりたいと考えております。

また、マイナンバーカードの活用につきましては、住民票等のコンビニ交付のほか、今後の検討課題ではございますが、図書館の貸し出しカード、市民バスのパスや、商店街と連携したポイントカードの取り組みなどが上げられます。

長井市では、新庁舎建設に合わせて、マイナンバーカードを職員証として利用し、パソコンログインや、入退庁管理などに活用することも検討しております。以上でございます。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 それで、マイナンバーカードの交付率を、大体20%で予測していますけれども、何%の交付で現行費用に近づくという見込みはあるか、教えてください。

○五十嵐智洋委員長 佐藤 隆市民課長。

○佐藤 隆市民課長 お答えいたします。市民課

窓口業務につきましては、証明書発行業務だけでなく、明確に1件当たりの単価を算出することは困難であります。業務量を考慮し、コンビニ交付対象証明書作成交付に要する業務割合を38%と見込みまして、平成28年度決算ベースで推計いたしますと、マイナンバーカード交付率がおおむね32%となった場合、現状の単価と同等になるものと見込んでおります。

現在、マイナンバーカードの普及に向けて、市民課窓口で、写真撮影を行って、オンライン申請の支援を行っておりますが、来年1月には、土曜日、日曜日を開庁いたしまして、マイナンバーカードの普及に努めるとともに、住民税の申告相談会場に、マイナンバーカードの申請ブースを設けて、税申告の待合室でお待ちの方に対してPRを行うとともに、申請希望者には、会場での写真を撮影いたしまして、オンライン申請の支援を行う予定でございます。

また、来年度には、民間企業の皆様にご協力をお願いいたしまして、職員が企業を訪問いたしまして、マイナンバーカードの申請を支援するとともに、市内の高校に出向いて、高校3年生を中心に、マイナンバーカードの申請支援を行う予定でございます。

マイナンバーカードの普及拡大を図りまして、コンビニ交付の証明書発行単価を下げてまいりたいと考えております。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 現在、その時間外で対応している証明書発行については、このまま継続することで考えるのか、あるいは、またはその目標を設定してやめることとしているのかを聞かせてください。

○五十嵐智洋委員長 佐藤 隆市民課長。

○佐藤 隆市民課長 長井市におけるマイナンバーカード交付率は、11月末現在で6.7%でございまして、普及が進んでいない状況であります。

住民票等証明書の時間外交付の存続、廃止に

つきましては、今後の検討課題であると考えております。

コンビニ交付サービスにつきましては、今後、市民の皆様方に広く周知するとともに、マイナンバーカードの普及拡大を図りまして、状況を勘案して判断してまいりたいというふうに考えております。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 現在、その証明書発行に携わっている職員は何名いるのかを教えてください。

○五十嵐智洋委員長 佐藤 隆市民課長。

○佐藤 隆市民課長 戸籍担当職員2名と、再任用職員1名を含み、市民課窓口係職員9名、臨時職員1名の計10名で対応しております。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 そのマイナンバーカードの目標になると思うんですけども、何%になれば、その人件費経費を削減できるというふうに考えているのかを教えてください。

○五十嵐智洋委員長 佐藤 隆市民課長。

○佐藤 隆市民課長 お答えいたします。コンビニ交付サービスの導入によりまして、人件費経費の減につなげることは、現段階では困難な状況にございますが、マイナンバーカードの普及が進み、交付率32%で、平成28年度の交付単価にまで下げることができる見込みでございます。10年後の目標であるマイナンバーカード交付率40%を達成した場合には、約200万円の証明書交付に係る経費削減につながるものと見込んでおります。コンビニ交付サービスの利用率がふえた場合には、削減される経費が増加するものというふうに見込んでおります。

○五十嵐智洋委員長 4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 ぜひ、そのマイナンバーカードの交付率を高めていただいて、やはりなるべく利便性を上げられるように、市民の皆様にご利用していただけるように、よろしくお願

します。

以上で質疑を終わります。

○五十嵐智洋委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これから、各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

### 議案第95号 平成29年度長井市 一般会計補正予算第6号についての 質疑

○五十嵐智洋委員長 まず、議案第95号 平成29年度長井市一般会計補正予算第6号の1件について、ご質疑ございませんか。

1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 予算書、5ページ、教育総務課長に伺います。

長井小学校仮管理棟賃借料、長井小学校仮昇降口等賃借料の債務負担行為について伺います。

文教常任委員会協議会で、8ページの図面を、よく見る時間がなかったことで、ちょっと漏れあったものですから、お聞きしたいと思います。

一番問題は、仮管理棟が渡り廊下で外が見えなくなる。渡り廊下が邪魔で、グラウンドが見えないとなるのではないかと。ここの管理棟の、ここはいいという根拠は、グラウンドにいる子供たちがよく見えるということで、この8ページのピンクの場所がいいんで、その北側に黄色の仮管理棟、この場所がグラウンドがよく見えるから、ここ、いいのだろうというふうに、私は理解しているんですが、これ、渡り廊下が北側、西側にあれば、グラウンドが見えにくくなるのではないかと。黄色、第二校舎と第三校舎の西側の渡り廊下から真つすぐに、茶色のとこ

ろを真つすぐ行くことを前提で設計して、その上で、仮管理棟の場所を考えるべきではないのか。

子供たちの安全を考えれば、管理棟から見えるようにしてやらなければならないのではないかと思うんです。

子供たちも、体育館に遊びに行くときは、ずっと渡り廊下を遠回りしていかなきゃならないと。1年生は小さいですから、遠くなれば、体育館に行くのがおっくうになって、遊びが余りしなくなるとか、そういう心配もあります。

まず、第二校舎から第三校舎に行く渡り廊下から真つすぐ、この動線を考えて、管理棟の場所を考えるべきではないかと思うんですが、その点について検討されたのか、教育総務課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 お答えいたします。今のこの長い廊下、それにつきましては、内谷委員の総括質疑の中でもご説明申し上げてはおるんですが、補正予算の時期が大分迫っていたというようなことで、最善というようなことでは、このような形では、廊下の計画をしたわけですが、一つは、やはり仮設にしてはその建設費がかかり過ぎではないかというようなことが、やっぱり話題にのぼりまして、今その真つすぐのところをつなぐ案も、実はもういただいております。それで、建設費については、二千数百万円、2,000万円さき、ちょっと下がるというふうな案も実はいただいております。内谷委員からいろいろとお話もあったように、体育館のピロティーの中に、再度この昇降口のところを全部移すことができないかなというふうな話も、やはり教育委員会の中でも出まして、その点について今、その外周部を囲って、体育館の中のピロティーの部分に、げた箱等設置できないかというふうな案で、もっと費用を下げるできないか、検討中でございます。